



日・チリ租税条約



背景

- チリは日本にとって重要な資源の輸入先(銅鉱, モリブデン鉱, 炭酸リチウム)。
- 近年, 日本企業の対チリ投資が活発化(2011年から3年間, 日本は対チリ直接投資額第1位)。
 - … 我が国経済界から, 租税条約の新規締結について強い要望あり。
- 両国間で脱税・租税回避行為に適切に対処するための税務当局間の情報交換の枠組みがない。

主な内容

二重課税の回避のため, 投資先の国(源泉地国)が課税できる所得の範囲・限度税率等を確定。

◆企業等の事業活動による利得(事業利得)【第7条】

- (1) 進出先の国は, 相手国企業に対して, 恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。
- (2) 課税対象は, 恒久的施設に帰属する所得のみに制限。

◆源泉地国での限度税率を設定【第10条～第12条】

配当所得: 一般15%, 親子会社間5% 利子所得: 一般10%, 銀行等4%

使用料: 一般10%, 研究設備等の使用・使用の権利に関するもの2%

◆条約の規定の適用に関する紛争の解決のための相互協議手続(仲裁手続を含む)【第25条】

脱税・租税回避行為を防止するための税務当局間の協力を可能とする。

◆脱税等の防止のための税務当局間での情報交換【第26条】

期待される効果

- 課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性が高まる。
- 両国間の投資・経済交流や人的交流の促進が期待される。



■人口:

約1,782万人(2014年)

■一人あたりGDP:

14,480米ドル(2014年)

■在留邦人:

1,538人(2014年9月)

■進出日系企業:

85社(2014年)

■進出分野:

鉱業(銅), 木材・製紙等

(参考)

■チリは, 英, 仏, 伯等26か国との間で租税条約を締結済み。

■2014年7月に安倍総理がチリを訪問。2017年は日チリ外交関係樹立120周年。

■2016年1月に署名(於サンティアゴ)。